

建 議 回 答 書

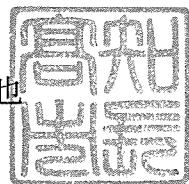
平成 22 年 4 月 27 日

高 知 市

22 農水第89号
平成22年4月27日

高知市農業委員会
会長 日比幸雄様
高知市春野地区農業委員会
会長 深瀬歩様

高知市長 岡崎誠也



平成22年度における農業施策並びに農業予算に関する建議（回答）

平成21年10月20日付建議においては、競争力のある産地・農家の育成、農業用水・排水対策などについて、貴重なご提言をいただき誠にありがとうございました。

農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題を行政に反映いただく農家の代表者として、日ごろのご努力に深く感謝を申し上げます。

さて、今日の農業を取り巻く情勢は、農産物価格の低迷や生産資材費の高騰、担い手不足の深刻化など多くの課題を抱え、食料自給率も低迷し、大変厳しい状況にあります。国におきましては、平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、戸別所得補償制度を創設し、その本格実施に向けたモデル対策に取り組んでいます。

こうした中、本市は施設園芸の盛んな旧春野町との合併により、これまでの都市部と中山間地域に加えて、田園地域が新たに配置された、バランスの良い森里海の都市となりました。本市農業の将来展望を見据え、それぞれの地域の実情に即した振興策を展開するため、平成22年度から向こう5年間の農業施策の方向を定めた「第11次高知市農業基本計画」を策定いたしました。今後は、本計画を着実に実行していくとともに、「高知県産業振興計画」とも連携を図りながら、本市農業の発展のため取組みを進めてまいります。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興のみならず、本市行政への一層のご協力・ご指導をよろしくお願ひいたします。

以下、建議の各事項につきまして回答いたします。

建 議 事 項

1 競争力のある産地・農家の育成について

地球温暖化の影響は、農作物の生産現場において徐々に進行しており、米の高温障害や果樹の高温での着色不良が年々深刻になり、栽培適地が大幅に北上することなどが懸念されています。

また、日照や湿田地などの環境面から、米以外の栽培に適さない農地は耕作放棄地になっているケースもあります。

このような状況下においても、競争力のある産地・農家の育成を図っていく必要があります。

そのためにも、分野ごとの営農指導員を配置するとともに、農協、農業改良普及所、大学等関係機関と連携を強化し、研究を委託する等、産地に適合した農作物の研究及び普及指導に取り組んでください。

(回 答)

競争力のある産地・農家の育成を図っていくためには、高品質で優良な農産物の生産や産地銘柄の確立等、収益性の高い農業経営に取り組む必要があります。

このため、本市では、中山間地域にユズの営農指導員を配置するとともに、旧高知市地域では「高知市営農技術会議」を、春野地域では「春野地区園芸研究会」を、本市をはじめ農業改良普及所や園芸連、各農協などを構成員として組織し、地域の特性に合う品種や栽培方法の研究等を行っており、その活動に対して支援を実施しています。

また、農業改良普及所が中心となって、農協や生産組織の代表者等で構成する「高知地区農業改良普及推進協議会」へも参画し、地域課題の解決に向けた普及指導活動計画の策定など連携を深めています。

今後におきましても、これら活動組織等を通じ、関係機関・団体が一体となって、研究及び普及指導に努めてまいります。

2 地産・地消の推進について

近年、消費者の健康志向や安全・安心への関心の高まりを背景に、地元で生産した農産物を地元で消費する地産地消の取り組みが期待されています。

公共施設等においては、地場産農産物の利用拡大に努め、学校給食においては、米粉パンを導入するなど、本市産食材を最優先し、高知県産食材使用割合の目標を80パーセント以上に設定し、数値目標を達成するよう取り組んでください。

(回 答)

地産地消の取組みは、県・市・民間等が協働して進めなければなりません。そのためには、県・市等の公共施設において、地域で生産された食材を活用していくことが重要であると考えています。

このようなことから、県は公共施設に対して定期的な調査を行い、地域食材がどの程度活用されているかを把握し、地域食材使用率を向上させるための基礎資料としています。

今後は、この調査結果等を踏まえ高知市地産地消推進計画に沿った取組みを検討してまいります。

一方、本市の学校給食におきましては、昨年度初めて、学校給食用等政府備蓄米交付事業を活用し価格を抑え、高知県産米を使用した米粉パンを12月から月1回の計4回導入しました。児童生徒教職員ともに大変好評であり、残食もなく、今後の提供が期待されているところです。

また、地場産農産物の利用拡大について、昨年度は「高知市学校給食地場産品活用モデル地区」を、春野地区と介良地区の2地区とし、学校給食への地域食材の更なる活用促進を図るための方策を検討し、その中で課題も整理されてまいりました。具体的には、①生産者のグループ化と調整を図る人材の確保、②生産物の安全の確保、③生産物の価格決定方法、④生産物の配送方法などが挙げられます。

今後は、モデル地区での取組みにより明らかになってきた課題を踏まえて、関係団体と協議を重ねながら、地産地消の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

3 環境保全型農業の推進について

安全・安心な農産物の生産のためには、土づくりが不可欠であり、完熟堆肥の安定供給が必要となります。

環境保全型農業を推進していく上での堆肥の安定確保の取り組みについては、「市内畜産農家との連携による有効活用及びそれに対応できる作物の研究・検討を進め、安定確保に向けた仕組みづくりを検討していく」との回答をもらっているが、まだ、具体的に目に見える形になっていないので、高知市エコ農業営農指導員による指導体制を強化し、完熟堆肥の安定供給の確保のために、計画的に堆肥づくり施設の整備や普及、拡大に取り組んでください。

(回 答)

高知市エコ農業等営農指導員につきましては、設置規則及び就業要綱を制定し、有機農業関係団体や県を通じた県農業技術職員の退職者への働きかけのほか、大学関係者からのご紹介もいただきなど委嘱に向けた交渉を進めてきましたが、現在のところ配置には至っておりません。今後におきましても、指導員としてふさわしい人材の発掘に向け努力してまいります。

また、本市では、(財)夢産地とさやま開発公社が行う土づくりセンターの運営を支援するとともに、JA 高知春野が開設しているバーク堆肥場について、用地の貸与協力や堆肥散布機の導入補助など、本市農業を振興するうえで欠かせない土づくりへの支援を行っています。

一方、市内の畜産農家の取り組みも進んでおり、特に家畜ふん堆肥の原材料となる家畜排せつ物が多く見込まれる酪農家は、平成 22 年 2 月現在、6 戸の農家が乳用牛 620 頭を飼育し、堆肥の生産量は 5,139 トンと報告されています。その利用内訳は、「販売又は譲渡」が 4,370 トンで全体の 85% を占め、「自己農地への還元」が 239 トンで 4.7%，「堆肥センターへの持ち込み」が 200 トンで 3.9%，「その他」が 330 トンで 6.4% となっています。

このように、市内で排出される家畜排せつ物の多くが利用目的のある堆肥として還元されており、新たな堆肥施設を整備することは原材料の安定確保の面からも難しい状況にあることから、今後は市内畜産農家との連携のもとで、耕種農家への安定供給に向けた仕組みづくりの検討が重要であると考えます。

4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年、カラス、猪、鹿、猿、うさぎ等の有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。

その被害は甚大で、農業経営に打撃を与え、農業者の生産意欲にも影響を及ぼしています。

農業者の生産意欲の減退は耕作放棄地の拡大を招き、周辺に自然破壊や災害発生等の悪影響を及ぼしています。

本市は「高知市鳥獣被害対策協議会」をさらに充実させ、実効性のあるものとしてください。

市、県等関係官庁等は連携して、効果的な駆除体制の整備や被害防止対策を行い、被害防止施設の導入に係る助成制度を充実してください。

また、駆除頭数に対する報奨金制度の対象となる有害鳥獣の拡大や報奨金の増額を行ってください。

(回 答)

高知市鳥獣被害対策協議会は、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策を推進することを目的に設立され、県や猟友会などと連携を図りながら、野生鳥獣捕獲用の檻や電柵の貸し出しなどによって、迅速な有害鳥獣被害対策に取り組んでいます。

平成 20 年度の本市の有害鳥獣の捕獲実績は、イノシシ 181 頭、カラス 233 羽、ドバト 171 羽、ノウサギ・カワウ各 4 羽、ダイサギ 2 羽及びタヌキ 1 頭という状況で、特にイノシシとカラスの被害が増える傾向にあります。

そこで、平成 21 年度は被害の多いイノシシとカラスについての鳥獣被害防止計画を作成し、国の鳥獣害防止総合対策事業を新たに導入することで、イノシシ捕獲用檻 21 基、カラス捕獲用檻 1 基を購入しました。

捕獲体制の充実とともに、今後、更に迅速かつ効果的な捕獲ができるように努めたいと考えています。

また、有害鳥獣捕獲報償金制度については、昨年 8 月から実施しており、10 月までの 3 か月間でイノシシ 92 頭の実績がありました。平成 22 年度は、4 月から 10 月までの 7 か月間が対象となりますので、捕獲実績はさらに伸びるものと想定されることから、予算措置を行いました。ただ、報償金額や対象となる鳥獣については、当面は現在の制度で状況を見守っていきたいと考えています。

5 農業用水の確保及び排水対策について

① 東部地域の農業用水の確保

東部地域の農業用水確保に向け平成19年度に決定した計画路線が中断している状況であるので、早急に、関係部局や土地改良区等と協議を整え、良質な農業用水の確保に向けて事業化を図ってください。

② 園芸施設の排水対策

東部地域の内水排除対策は、浸水問題など都市計画上も重要であると考えられるので、排水機の能力などを検討し、機能的な排水機場整備等の排水対策を早急に行ってください。

(回 答)

① 東部地域の農業用水の確保につきましては、平成19年度の調査結果を受け、鹿児山南側を通る用水路を整備する予定でしたが、実施路線の詳細調査から、事業を実施するには多額の事業費と期間を要するため、関係改良区のご理解を得た上で、全面的な改修は見送らざるを得ないこととなりました。

このことから、本年度は、本江田川から介良乙部地区へ送水管を布設し、既存の用水管に接続することで、農業用水を確保することとしております。

② 東部地域の内水排除対策につきましては、湛水防除事業の導入に向け、平成19年度から21年度にかけて調査検討し、実施計画（案）を策定してきたところであります。

しかしながら、農政局からは地震防災対策を併せ持つ新規補助事業の提案もあっていることから、この補助事業の導入について検討を進めてまいります。

要 望 事 項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置等について

市街化区域内農地は、緑地としての環境保全機能や保水・洪水防止機能、災害時の一時避難場所、食農教育の体験場所としての機能等を有していますが、固定資産税は、農業生産性に見合ってなく、市街化区域内農家の存亡を左右する重要課題となっています。

都市農業の存続のためにも、食料の生産基盤のみならず、このような多面的な機能を有することを行政としても十分認識し、税制改正による固定資産税の軽減措置や市独自支援策等を講じてください。

(回 答)

固定資産税は、財産を所有しているという事実に着目して課される財産税で、その評価は、客観的な交換価値によるものであるとされています。

そして、固定資産税における土地の評価は、総理大臣が定める「固定資産評価基準」により、現況地ごとにその価格を決定し、その価格を基にして課税額を決定しています。

この「固定資産評価基準」では、市街化区域内の農地（以下「市街化区域内農地」という。）の評価は、状況の類似する宅地の価格に比準する価格によって評価を行い、その価格から転用に当たって通常必要と認められる造成費相当額を控除した額を基準としてその価値を求めることとなります。

税負担に直接関わってくる市街化区域農地の課税標準額については、評価額の3分の1の額を上限とする特例措置により、税負担調整措置がなされています。

ご要望の「税制改正による固定資産税の軽減措置」につきましては、機会があるたびに農業経営者からの税制改正要望として国へ伝えております。

また、市独自支援策の要望につきましては、すでに課税標準額を3分の1とする特例措置があることや、いつでも宅地に転用することができるなど、宅地としての潜在的価値を有しているため、税の公平性の観点から市独自の減税措置を講じることは困難です。

2 食農教育活動の推進について

次世代を担う子ども達が、食生活への関心を高め、食生活の大切さを認識し、食を支えている農業の役割について理解できるよう、学童農園の設置や農業体験学習を通じ、食教育と農業体験を一体的に実施する食農教育活動を推進してください。

(回 答)

長浜・宇賀地区に開設した有機市民農園は、有機農業の推進だけでなく、地域交流の拠点としての役割も有しており、その象徴的な存在として、地元小学校の利用できる区画も設けています。

開園式では、横浜新町小学校5年生約100名が大根の種を蒔きましたが、その後、何度も成長の様子をスケッチしに通つて来られ、他の農園利用者とのコミュニケーションも生まれています。

今後、学校の年間計画にこの農園での食農活動を組み込んで、積極的に活用していただきたいと考えております。農園の管理を委託しているNPO法人高知県有機農業研究会にも、十分な技術サポートをお願いしているところです。

なお、本市では国、県の各事業を活用しながら、学校内の菜園や地域の農地を利用した子どもたちの食農体験をサポートしております。現在、市内公立小学校で毎年実施しているアンケート結果を見ますと、7割の学校が、学校菜園や周辺の畑を利用した農業体験学習を実施している状況にあります。

今後も、学校や地域、関係機関等と連携しながら、子どもたちの食農教育をサポートしてまいりたいと考えております。

3 長浜地区の農業用水の確保対策について

長浜地区における農業用水の確保については、早急に地元農家と十分協議を行い、地元の意向を反映した地下水の保全や他の用水活用等効果的な対策を講じてください。

(回 答)

長浜地区の農業用水の確保対策としましては、地元からの要望を受けて浸水対策・地下水の保全対策として、浸透枠設置により対応してまいりたいと考えております。

今後も当地域の農業用水の確保対策については、地元関係者との十分な協議を行ってまいります。

4 石灰採掘跡の塩水化対策について

稻生の石灰鉱山廃坑跡地（池）から塩水が湧水していることによる介良東部地区での農作物被害は甚大であり、鉱山を監督する中四国産業保安監督部四国支部に対し、現況説明や企業への指導・監督を要望したことは承知している。

しかしながら、同支部の指導・監督にも一定の限界があるので、市が中心になり、企業並びに関係機関とも協議して、抜本的対策が速やかに講じられるよう指導してください。

(回 答)

石灰採掘跡の塩水化対策につきましては、介良東部地区における農業用水の確保をする上で、大きな課題と認識しているところであります。

現在、関連企業と地元改良区において「塩水湧水対策に関する確認書」の取り交わしについての協議が重ねられているところであり、また、国土交通省土佐国道事務所が施行する東部自動車道用地との関連性も踏まえ、その動向に注視しながら、行政として可能な支援をしてまいりたいと考えております。

5 竹林の整備対策及びバイオマスタウン構想について

竹林の放置により、農地への竹林の浸食被害は市内全域に拡大しており、深刻な農政問題になっています。

今後も放置竹林の拡大は続くと考えられるので、農政問題のみならず、災害対策の観点からも竹林整備対策及び竹林管理の支援策を講じ、放置竹林の拡大防止に取り組み、バイオマスタウン構想における竹をバイオマス資源とする事業も早期に実現させてください。

また、農作物残さ処理に係る経費の軽減は、農業経営の観点から喫緊の課題となっているので、農作物残さをバイオマス資源とする事業にも取り組んでください。

(回 答)

国の制度としては、間伐等に対する補助事業である「造林事業」のメニューの中に、人工林内の竹の除伐を対象とするものがあり、国・県の補助事業に、さらに市独自で上乗せ補助をしています。

また、県の制度としては、森林環境税を原資として荒廃竹林の整備に補助する「生き活きこうちの森づくり推進事業」があります。

いずれの場合にも、事業を実施できる場所や山主負担、事業実施後の管理条件など事業採択にあたっての要件は厳しいものの、これらの制度を有効に活用することが竹の伐採の拡大につながることから、制度の普及を図ってまいります。

一方、竹バイオマス事業を中心とした「高知市バイオマスタウン構想」は、平成21年7月に国の承認を得、高知市の政策として公表しました。

この竹バイオマス事業は、竹を有効活用することによる里地里山環境の改善と、地域の振興を目指しています。このため、この事業を継続的に行うことにより、農地や人工林に侵入している竹も減少し、竹林の管理も進むものと考えております。

現在、バイオマスタウン事業は、事業実施予定企業と実際の事業計画等を検討している段階です。

農作物残さにつきましても、竹バイオマス事業が実施に至れば、その段階で竹くず・竹粉などが出てまいりますので、農作物残さを上手く組み合わせることにより堆肥づくり、あるいはバイオマスエネルギー（焼却）への活用ができるものと考えております。

6 土地改良事業の今後の方向性について

春野地区の吾南用水は、春野地域の農業にとって最も大切なものです。受ける恩恵も大きいものがあります。

その用水路の維持管理には、昨今の異常気象から起こる水不足もあり、水資源の有効利用を図るために、地元では用水路の漏水補修等に取り組んでいますが、吾南用水は老朽化が著しく、維持補修にかかる費用は増大しております。

このことから、用水路の維持管理に対する支援を行ってください。

また、将来の本市の土地改良事業のあり方について、有識者による審議会を設置し、今後の方向性の検討を行ってください。

(回 答)

吾南土地改良区が所管されている吾南用水は、春野の農業の源であり重要な施設であることは認識をしているところであります。

また、施設の老朽化から、その維持補修が必要であることも理解しております。

用水路の維持補修につきましては、国・県・市の補助事業メニューの中で、一定の支援も可能であると考えておりますので、具体的な事業内容等について、事前に協議をしてまいりたいと考えております。

また、有識者による審議会の設置の件につきましては、生産基盤の整備及び開発等を目的とした、「高知市農林業振興審議会」が既に設置されており、農業委員会をはじめ、高知市農協、さらには土地改良区等の団体の長が、その委員となっております。

このため、将来の本市の土地改良事業のあり方についても当審議会でご論議されるべきものと考えております。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 資材費の高騰に伴う支援措置について

農業用の燃料・資材費等の高騰は、輸入農作物の増加等による農作物の販売価格の低迷と相まって、全農家の経営を圧迫し、産地衰退が危惧されています。昨年に比べて、農業用燃料の価格は安定していますが、肥料や農業用資材の価格は高騰したままとなっており、農業用資材費等の価格安定のための施策や、支援策を構築してください。

また、産官学が一体となり、省エネのための新技術の開発・普及に取り組んでください。

(回 答)

農業所得の向上と農家の生産意欲を高める施策が重要であることから、高知県市長会を通じ国に働きかけるため、農家経営の安定に向けた生産コスト低減策の充実を議案として提出いたしました。

2 生産量の少ない野菜・果樹への適用登録農薬の拡大について

生産量の少ない野菜・果樹は、その地域の特産物として栽培されている場合もあり、地域農業を維持するためにも重要な作物であります。

生産量の少ない野菜・果樹については、農薬取締法の改正により、使用作物への規制が強化され、使用可能な農薬が限定されたため、生産現場では、病害虫防除対策において支障をきたし、安定的な生産に苦慮しています。

このため、地域農業の振興上からも、農作物のグループ化の見直しと登録農薬の拡大を図ってください。

(回 答)

農薬登録手続きにおいては、農薬製造者において安全性確認のため作物残留試験、薬害試験、効果試験等のデータ提出が必要となります。これまでコスト面などから主要な作物を対象に登録申請を行う傾向にあるため、マイナー作物は適用可能である農薬が少ない現状となっています。

こうした中、農林水産省では、マイナー作物への農薬適用拡大を支援

しており、「形状、利用部位などから類似性の高い作物をグループにまとめること」、「都道府県知事が実施したデータを農薬製造者に提供し、適用作物の拡大を図ること」の二点について、取り組みを進めています。

しかし「作物のグループ化」については、グループ化しようとする作物のうち使用条件の厳しい作物に薬剤基準を合わすため、薬剤効果の低い農薬しか適用できなくなる可能性が指摘されています。このようなことから、グループ化を行なうことについては十分な検討が必要となっています。

一方「マイナー作物に対する農薬の登録の拡大」については、これまで高知県において農薬試験が行なわれており、毎年約10件程度の適用拡大が図られています。

今後も農薬の登録の適用拡大に向けて、働きかけてまいります。

3 内水排水対策としての新川川の浚渫等について

新川川は、春野地区の内水排水において重要な役割を果たしておりますが、新川川改修工事が完了した区間においては、平成16年度工事完了後、これまで堆積物の浚渫等がなされておりませんので、雑草除去や堆積物の浚渫等の排水機能の整備による内水排水対策に取り組んでください。

また、本年度に新川川（長浜川）新橋の架け替え工事が着手されますが、新川川（長浜川）拡幅整備も急がれますので、早期完成に取り組んでください。

（回 答）

河川の維持管理につきましては、毎年、県企画建設委員会への要望を行っておりまして、管理者である高知県（高知土木事務所）からは、「河川堆積物土砂の浚渫は、限られた予算の中で、氾濫が懸念される未改修箇所を中心に、土砂堆積度合いの多い箇所の状況を監視しながら順次行う。」との回答をいただいております。また、新川川につきましても同様に、「土砂の堆積や雑草の繁殖度合いを監視しながら浚渫等の実施を検討する。」と伺っております。

次に、新川川（長浜川）の拡幅整備についてですが、平成21年度には県市連携のもと、新橋の架け替えとともに工事に着手しております。県からは、今後につきまして継続して拡幅整備を実施すると伺っており、河川の維持管理とともに継続して要望してまいります。

4 軽油免税措置等について

農耕車の軽油免税措置については、農耕車が公道を利用するときは、運搬車が必要とされるなど、多くの農業者の利用が困難な状況になっております。

農耕車が公道を利用するには、ごく限られたものでありますので、農耕車の利用の実情を考慮した軽油免税措置の適用基準の見直しを行ってください。

(回 答)

軽油引取税につきましては、平成21年度の税制改正により道路目的税から普通税に移行し、全ての使用が原則課税対象となりましたが、道路使用に直接関連しないと認められる農林業用機械等については、平成24年3月31日までの間、引き続き課税が免除されています。

免税にあたっては、経営面積や耕作地の状況等を調査したうえで免税数量を決定しており、道路と圃場とを併用使用する機械については、その使用量を区分けすることが困難であることから課税対象となっています。

軽油引取税は、地方税法に基づき課税や免税の措置が厳密に行われておりますが、また普通税に移行し暫定的に課税が免除されている状況なども考慮すると、適用基準の見直しは困難であると考えます。

5 食料の安定供給体制の確立と食料自給率の向上について

食料の安定供給体制の確立と食料自給率の向上は、国の根幹にかかわる課題となっています。

そのためには、食生活の見直しと並行して、安定的な農政の確立を通じて、農家の生産意欲を高める施策を講じるなど、早急な取り組みを進めてください。

6 米価安定に向けた施策の推進について（農林水産課）

米価の長期低迷は稲作農家の経営見通しに大きな不安を与え、後継者不足や耕作放棄地拡大の要因となっています。

食生活の変化による米の消費量の減少や、汚染米による米に対しての不信感、消費者の低価格志向は、米の価格形成に大きく影響しています。

国は国産米の安定供給ができる農業経営を確立するため、最低価格保証制度や所得補償制度を設けてください。

また、国民の米に対する不信感を払拭するために、米の検査体制を見直してください。

（回 答）

世界的な食料不足が危惧される中、我が国の食料自給率は、平成20年度のカロリーベースで41%となっており、食料の安定供給体制の確立と食料自給率の向上のためには、農業所得の向上と農家の生産意欲を高める施策が重要です。

こうした中、新政権の中心である民主党は、地域を再生させる政策として、農業の再生と食料自給率の向上を目指す「戸別所得補償制度」の創設と、畜産業や漁業に対する所得補償や林業に対する直接支払いの導入を掲げ、その政策各論においては、農山漁村の6次産業化や食の安全・安心の確保対策をうたっています。

政府では、この方向にそって、「戸別所得補償モデル対策」を実施することとし、平成22年4月から本対策への加入申込みが始まったところです。今後、本対策の実効性など制度の検証を行った上で、本格実施されることとなっています。

また、米の検査体制等に関しては、改正食糧法に基づく不正転用による不当利益の防止や米トレーサビリティ法に基づく流通ルートの特定、更には、対象事業者が義務を遵守しているか巡回点検を実施するなどにより、国民の米に対する不信感は払拭されると思われます。

7 農業環境整備のための補助制度の見直しについて

小規模・高齢者農家を中心とした支援策として、女性、高齢者等が農作業に従事できる環境を整えるために、水田や農業用の用排水路、農道などの農業環境整備が必要となっています。

農業経営基盤を強化するため、補助制度の要件の緩和など、地域の実情に適合した支援策を講じてください。

(回 答)

県単の土地改良事業としては、「こうち農業総合支援事業」がありますが、当該事業は、採択基準が厳しく、「費用対効果の妥当性」「担い手の確保・育成」「環境保全型農業の推進」等の事業効果が求められるため、一定の要件が設定されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、事務手続きの簡素化については、県に要望してまいります。